

豊橋市教育委員会定例会会議録

令和8年1月28日 開催

署名者

豊橋市教育委員会

原田 憲一 教育長

西島 豊 委員

内浦 有美 委員

豊橋市教育委員会

令和8年1月28日(水)午後3時00分、豊橋市教育委員会定例会を教育委員会室において開催し委員を参集す。

出席委員

原 田 憲 一 教育長、中 島 美奈子 委員、渡 辺 嘉 郎 委員、
西 島 豊 委員、内 浦 有 美 委員

説明のため出席した職員

豊橋市教育委員会事務局	石 川 和 志	教 育 部 長
	鈴 木 大 介	教 育 政 策 課 長
	伊 丹 浩 之	学 校 教 育 課 長
	加 藤 友 治	教 育 会 館 長
	佐 藤 隆	保 健 給 食 課 長
	多 米 田 悟 司	生 涯 学 習 課 長
	岡 田 亘 世	美 術 博 物 館 長
	若 子 尚 弘	科 学 教 育 セ ン タ ー 長
	吉 川 博 章	自 然 史 博 物 館 長
	坂 口 錦 也	図 書 館 長

議 事 日 程

1 議案

- 議案第 1 号 豊橋市立小学校及び中学校の通学区域等を定める規程の一部を改正する告示について
- 議案第 2 号 豊橋市市費負担教員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則について
- 議案第 3 号 豊橋市青少年センター条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第 4 号 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について
(非公開)

2 協議事項

- (1) 総合教育会議における協議事項について (非公開)

3 報告事項

- (1) 令和 8 年度教育費予算について (非公開)
- (2) 時習館高校附属中学校の開校と給食の提供について

4 定例会の日程等について

(教育長)

それでは、ただ今から、豊橋市教育委員会1月定例会を開催します。

最初に、会議録署名者の決定をしたいと思います。教育委員会会議規則第23条により、私から指名させていただきます。

今回は、内浦委員と西島委員にお願いしたいと思います。ただ今の指名にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

(教育長)

ご異議もありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、議事日程に沿って進めてまいりたいと思います。

はじめに、「12月定例会会議録の承認」ですが、これについて何かご意見はございませんか。

(「特になし」の声あり。)

(教育長)

特にご意見、ご質問もありませんので、この内容により公開して参ります。

それでは、「日程第1 議案」に移りたいと思います。

議案第1号「豊橋市立小学校及び中学校の通学区域等を定める規程の一部を改正する告示について」を事務局から説明してください。

■学校教育課長 議案第1号 説明

(教育長)

ただ今の説明についてご意見、ご質問などはございませんか。

(渡辺委員)

通学区域とは必ず決めなければならないものでしょうか。個人的には、どこの学校に行くか選ぶことができるとういのではないかと思います。

(学校教育課長)

通学区域は必ず決めなければなりません。

(教育政策課長)

通学区域に関わらず選択できる学校としては、イマージョンと特認校制度と特定地域隣接校選択制度によるものに限ります。

(教育長)

ほかにご意見、ご質問はございませんか。

特にないようですので、議案第1号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(教育長)

ご異議もありませんので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号「豊橋市市費負担教員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則について」を事務局から説明してください。

■学校教育課長 議案第2号 説明

(教育長)

ただ今の説明についてご意見、ご質問などはございませんか。

(渡辺委員)

この改正は、愛知県の改正に合わせて市も改正するというものですか。

(学校教育課長)

その通りです。

(教育長)

ほかにご意見、ご質問はございませんか。

特にないようですので、議案第2号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(教育長)

ご異議もありませんので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号「豊橋市青少年センター条例施行規則の一部を改正する規則について」を事務局から説明してください。

■生涯学習課長 議案第3号 説明

(教育長)

ただ今の説明についてご意見、ご質問などはございませんか。

(渡辺委員)

これまで体育室は全面利用のみだったものを改正するものですか。

(生涯学習課長)

その通りです。体育室を半面利用したいという市民の声もありましたので、使用料の改定に合わせて半面利用もできるようにするものです。

(教育長)

ほかにご意見、ご質問はございませんか。

特にないようですので、議案第3号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(教育長)

ご異議もありませんので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第4号、協議事項(1)、報告事項(1)については、豊橋市において今後、調整・検討を要する意思形成過程の案件でありますので、豊橋市情報公開条例第6条第1項第6号の規定により非公開として行いたいと思いますが、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

(教育長)

異議もございませんので非公開で行います。

それでは、議案第4号「教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について」を事務局から説明してください。

【非公開部分】

(教育長)

それでは、「日程第2 協議事項」に移ります。

協議事項(1)「総合教育会議における協議事項について」を教育政策課から説明してください。

【非公開部分】

(教育長)

続きまして、「日程第3 報告事項」に移ります。

報告事項(1)「令和8年度教育費予算について」を事務局より説明してください。

【非公開部分】

(教育長)

それでは、報告事項(2)「時習館高校附属中学校の開校と給食の提供について」を事務局から説明してください。

■保健給食課長 説明

(教育長)

ただ今の説明についてご意見、ご質問などはございませんか。

(渡辺委員)

給食の提供は令和10年度からとのことですが、令和8年度から2年間は
どうなりますか。

(保健給食課長)

高校が事業者に弁当の提供を委託するようです。

(西島委員)

給食センターとして、附属中学校の生徒に給食を提供できるキャパシテ
ーはあるのですか。

(保健給食課長)

令和8年度からというのは困難ですが、令和10年度からの提供に向けて
これから準備を進めていきます。

(教育長)

ほかにご意見、ご質問はございませんか。

それでは、次に「日程第4 定例会の日程等について」です。事務局から説
明をしてください。

■教育政策課長 説明

(教育長)

ほかになにかありませんか。

ないようでしたら、以上をもちまして、本日の予定を終了いたします。

ありがとうございました。

午後 4 時 5 0 分 閉会

豊橋市教育委員会教育長

委 員

委 員